第　１　０　号　議　案
令和８年９月２４日

指定学校変更事務取扱要綱の一部改正について

指定学校変更事務取扱要綱の一部を改正する訓令について次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

（　別　　紙　）

指定学校変更事務取扱要綱の一部を改正する訓令

指定学校変更事務取扱要綱（平成１５年教委訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「１月３１日」を「１１月３０日」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

指定学校変更事務取扱要綱新旧対照表

現　　行	改　正　後
第１条・第２条　　［略］ 第３条　　［略］ ２　前条第５号に規定する理由により指定学校の変更を希望する場合は、前年度の１０月１日から１月３１日　までの間に申請書を提出しなければならない。 ３・４　　［略］ 第４条～第８条　　［略］	第１条・第２条　　［略］ 第３条　　［略］ ２　前条第５号に規定する理由により指定学校の変更を希望する場合は、前年度の１０月１日から１１月３０日までの間に申請書を提出しなければならない。 ３・４　　［略］ 第４条～第８条　　［略］